

【表紙】

【提出書類】	親会社等状況報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の7第1項及び第2項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年3月31日
【事業年度】	自 2020年1月1日 至 2020年12月31日
【会社名】	レインボー・ライト・リミテッド
【英訳名】	Rainbow Light Limited
【代表者の役職氏名】	取締役 ゴー・ハップジン (Goh Hup Jin, Director)
【本店の所在の場所】	英領バージン諸島VG1110トルトラ島ロード・タウン、ウィッカムズ・ケイ、ヴィストラ・コーポレート・サービス・センター (Vistra Corporate Services Centre, Wickhams Cay II, Road Town, Tortola, VG1110, British Virgin Islands)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 酒井 竜児
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J Pタワー 長島・大野・常松法律事務所
【電話番号】	03-6889-7000
【事務連絡者氏名】	弁護士 石本 晃一
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J Pタワー 長島・大野・常松法律事務所
【電話番号】	03-6889-7000
【事務連絡者氏名】	弁護士 石本 晃一
【提出子会社名】	日本ペイントホールディングス株式会社
【提出子会社代表者の役職氏名】	取締役会長 代表執行役 社長 兼 CEO 田 中 正 明
【提出子会社本店の所在の場所】	大阪市北区大淀北2丁目1番2号
【縦覧に供する場所】	日本ペイントホールディングス株式会社 総務部 総務室(東京) (東京都品川区南品川4丁目1番15号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第 1 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【所有者別状況】

(2020年12月31日現在)

(2020年12月31日現在)

区分	株式の状況								単元未 満株式 の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他 の法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	-	-	-	1	-	-	1	-
所有 株式数 (株)	-	-	-	-	67	-	-	67	-
所有株式 数の割合 (%)	-	-	-	-	100	-	-	100	-

(2) 【大株主の状況】

(2020年12月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
エピメテウス・リミテッド (Epimetheus Limited)	バミューダ諸島HM11ハミルトン、2 チャーチ・ストリート、クラレンド ン・ハウス (Clarendon House, 2 Church Street, Hamilton, HM11, Bermuda)	67	100
計	—	67	100

(注) 当該株式は、プライベート・トラストであるレガト・トラスト (Legato Trust) の受託者としてエ
ピメテウス・リミテッドが所有している。

2 【役員の状況】

男性 1名 女性 0名 (役員のうち女性の比率0%)

(提出日現在)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
-----	----	------	----	----	--------------

取締役	ゴー・ハップジン (Goh Hup Jin)	1953年 4月6日	1987年9月 ニブシー・ホールディングス・インターナショナル・リミテッド (Nipsea Holdings International Ltd.) 取締役(現任) 1984年6月 ウットラム・ホールディングス・リミテッド マネージング・ディレクター(現任) 1993年12月 ニブシーPteリミテッド(Nipsea Pte. Limited) 取締役(現任) 2009年9月 ニブシー・マネジメント・カンパニーPteリミテッド(Nipsea Management Company Pte. Limited) 取締役(現任) 2012年8月 ニブシー・インターナショナル・リミテッド 取締役(現任) 2013年12月 レインボー・ライト・リミテッド(Rainbow Light Limited) 取締役(現任) 2014年12月 日本ペイントホールディングス株式会社 取締役 2018年3月 日本ペイントホールディングス株式会社 取締役会長 2019年3月 日本ペイントホールディングス株式会社 取締役(現任)	(注1)	-
-----	---------------------------	---------------	---	------	---

(注1) 取締役の任期は定められておりません。

(注2) 事業年度中に取締役の報酬は支払っておりません。

第2 【計算書類等】

当社は、英領バージン諸島会社法を設立準拠法とする会社です。同法により設立された会社については、英領バージン諸島法の法令又は慣行により、日本の会社法が定める単体の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、事業報告、附属明細書及び監査報告に準ずるものの作成は要求されておりません。